

物品調達における障害者雇用企業認定事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、物品調達における障害者雇用企業の優先的取扱いに関する要綱（平成13年9月25日付け物品管理第97号出納局長通知）第2条第2項に規定する認定（以下「認定」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 県内に本店が所在する中小企業で、物品調達等に係る競争入札参加資格を有するもの（資格審査の申請中を含む。）のうち、認定を受けようとするものは、物品調達における障害者雇用企業認定申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(審査結果の通知)

第3条 知事は、物品調達における障害者雇用企業認定申請書を提出した者に審査の結果を通知するものとする。

(認定の有効期間)

第4条 認定の有効期間は、県が行う物品の調達に係る競争入札参加資格（以下「参加資格」という。）の有効期間が満了する日までの期間とする。

(変更の届出)

第5条 認定を受けたものは、当該認定に係る要件（参加資格に係るものを除く。）に該当しなくなったときは、速やかに物品調達における障害者雇用企業認定要件変更届（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(変更に係る通知)

第6条 知事は、認定を受けたものが当該認定に係る要件に該当しなくなったと認めるときは、その旨を当該認定を受けた者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成13年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月30日から施行する。